



# 山形県公報

令和7年12月1日（月）

号外 (34)

## 目次

### 告示

○保安林内の皆伐面積の限度 ..... (森林ノミクス推進課) ... 1

### 告示

#### 山形県告示第826号

令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和7年12月1日

山形県知事 吉村美栄子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
日向川	ヘクタール 311.32
相沢川	118.53
田川	529.77
五十川～鼠ヶ関川	79.10
鮭川	607.88
小国川	327.41
銅山川～角川	398.29
北山村	474.60
寒河江川	224.67
月布川～朝日川	106.23
山形	289.03
白川	382.79
荒川	353.59
置賜川	519.12
前川	25.72
日向川	ヘクタール 11.82
相沢川	17.01
田川	337.89
五十川～鼠ヶ関川	143.64
鮭川	46.63
小国川	42.10
銅山川～角川	32.82
北山村	416.89
寒河江川	64.02

